

＜一般委託＞

市立小学校ほか自家用電気工作物保安管理業務委託(長期継続契約)仕様書

市立小学校ほか自家用電気工作物保安管理業務委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、電気事業法第42条第1項、第43条及び同施行規則第52条第2項の規定に基づき、自家用電気工作物の保安管理業務を行うものである。
2	履行期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日
3	施行場所	別紙「施行場所一覧」のとおり
4	業務内容	別紙「特記仕様書」のとおり
5	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札金額は全履行期間(初年度から最終年度)に含まれる業務内容を積算した総額(税抜)とすること。</li> <li>・ 本件の施設等に係る保安規程は、落札者と協議を行い、本仕様書とは別に定める。</li> <li>・ 本市経営企画部都市戦略課により学校への太陽光発電設備の設置が進められているため、同設備が設置された際は、本契約について変更契約を行う。 なお、同設備の保守点検等については本契約の費用には含めず、別途本市が契約している太陽光発電設備設置事業者と保守点検範囲・費用について調整を行うこと。</li> </ul>
6	関係法規	電気事業法
7	資格要件	別紙「特記仕様書」のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、各月末締め翌月払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	教育委員会事務局教育総務部学校管理課 浅倉 TEL 046-822-8534

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

## 年度毎の回数統括表

業務内容	単位	回数等						合計
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
定期点検	月	7	12	12	12	12	5	60
年次点検	回	0	1	1	1	1	1	5
経済産業省 届出手続	回	1	0	0	0	0	0	1

\* 令和5年度は、令和5年9月1日から令和6年3月31日までである。

\* 令和10年度は、令和10年4月1日から令和10年8月31日までである。

## 委託代金額内訳書

### 1 初年度委託代金額 (税込)

年 度	委託代金額	対象となる履行期間
令和 5年度	円	令和 5年 9月 1日から
	うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円	令和 6年 3月31日まで

### 2 初年度業務別内訳書 (税抜)

業務内容	単位	予定 数量	上限単価	単 価	金 額
定期点検	月	7	1,498,000		
年次点検 (初年度はなし。 令和6年度～10年度は年1回)	回	0	3,234,000		
経済産業省届出手続 (初年度のみ)	回	1	720,000		
合計金額	/	/	/	/	/

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。  
次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

### 3 次年度以降予定委託代金額 (税抜)

年 度	予定委託代金額	対象となる履行期間
令和 6年度	円	令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで
令和 7年度	円	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
令和 8年度	円	令和 8年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
令和 9年度	円	令和 9年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで
令和10年度	円	令和10年 4月 1日から 令和10年 8月31日まで

## 長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

### （契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

### （委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。  
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。  
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

### （次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

### （契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
  - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
  - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
  - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

### （その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

第1条(契約対象自家用電気工作物の概要)

- (1) 事業場の名称 別紙「施行場所一覧」のとおり
- (2) 事業場の所在地 別紙「施行場所一覧」のとおり
- (3) 事業場の種類 別紙「施行場所一覧」のとおり
- (4) 需要設備 別紙「施行場所一覧」のとおり

第2条(委託業務の内容)

- 1 受託者(以下「乙」という。)が実施する保安管理業務及びこれに伴い委託者(以下「甲」という。)が実施する業務は、次項及び第3項を除き、次の各号によるものとする。
  - (1) 甲は、事業場について乙と面接等を行い、その者が電気管理技術者本人であることを確認すること。
  - (2) 乙は、甲の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、甲に対してその身分を示す証明書を提示し、自らが電気管理技術者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
  - (3) 乙は、別紙「施行場所一覧」に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
  - (4) 乙は、別紙「施行場所一覧」に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じて、そのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
  - (5) 乙は、別紙「施行場所一覧」に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、次条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じて、そのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。
  - (6) 乙は、別紙「施行場所一覧」に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を甲に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に指示又は助言すること。
  - (7) 乙は、電気事故が発生又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電力会社等から通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、自家用電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、乙は点検を行い、その原因が判明した場合は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、甲に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、甲に対して電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。
  - (8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- 2 甲は、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する自家用電気工作物については、乙と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関して、甲は、乙の監督の下に点検等を行い、乙は、その記録の確認を行うものとする。また、乙は、甲の求めに応じて、助言を行うこととする。このほか、乙は、当該自家用電気工作物の保安について、甲に対して指示又は助言ができるものとする。
  - (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のいずれかに該当する自家用電気工作物
    - (ア) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
    - (イ) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
    - (ウ) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
    - (エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器

- (オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器
  - (2) 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物
    - (ア) 立入に危険を伴う場所
    - (イ) 情報管理のため立入が制限される場所
    - (ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所
    - (エ) 機密管理のため立入が制限される場所
    - (オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
  - (3) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとする。

第3条（点検の頻度及び点検項目）

- 1 前条第1項に定める乙が行う点検の頻度及び点検項目は、下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。
- (1) 定期点検 隔月1回
  - (2) 年次点検 毎年1回
    - ・年次点検の実施月は「施行場所一覧」を参照すること。
    - ・8月上旬までは学校給食保存期間のため、給食室の冷凍庫が停電できない。
    - ・小学校、特別支援学校について、学校給食保存期間に年次点検を実施する際は、乙が発電機等を用意し、冷凍庫の電源を確保すること。
- (注) 絶縁監視装置を設置可能な自家用電気工作物には監視装置を設置すること。  
 設置にあたっては、前受託者と連絡調整して行うこと。  
 なお、絶縁監視装置の設置・撤去に係る費用は乙が負担すること。

【需要設備】

対象設備等	項目	定期点検	年次点検
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等		<外観点検> 自家用電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等		<測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏れ電流測定	
<受・配電盤>			
<接地工事> 接地線、保護管等			
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等			
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等		<外観点検> 自家用電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無

対象設備等	項目	定期点検	年次点検
<蓄電池設備>		<外観点検> 自家用電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等		<外観点検> 自家用電気工作物の異音、異臭、 損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び 過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

- ・定期点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。学校プール使用前には、接地抵抗測定、絶縁抵抗測定、動作試験等のプール点検を実施する。

2 前条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事期間中の点検及び電気事故その他の異常が発生したときに甲の依頼を受けて実施する点検については、臨時点検として別途契約とする。

3 乙は、第1項の定期点検のほか、甲に対して日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合は、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。

4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返して受信した場合をいう。以下同じ。）に乙は、次の各号に掲げる処置を行うこととする。

- (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
- (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

5 次の各号に掲げる事象の起きた自家用電気工作物については、異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

- (1) 高圧機材が損傷し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全自家用電気工作物
- (2) 受電用遮断器（電力ヒューズを含む。）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった自家用電気工作物
- (3) その他の電気器材に異常が発生した場合は、その自家用電気工作物
- (4) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、受電設備の全自家用電気工作物

#### 第4条（支払条件等）

- 1 本件に関する支払いは、各月末締め翌月払いとする。
- 2 点検後の報告書はわかりやすく印字し、各学校へ1部、学校管理課へ全校分を1部提出し、学校管理課分については不具合箇所を全校分一覧にして提出すること。なお、前回点検時の不具合箇所について改修されていた場合は、報告書に反映させること。

#### 第5条（連絡責任者等）

- 1 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前2項による通知の内容変更が生じた場合は、乙に変更の内容を通知するものとする。
- 4 甲は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせることとする。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000kVA以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものを充てるものとする。
- 6 乙は、保安管理業務の実施にあたり、甲からの確に連絡を受けるための措置を講じておくものとする。

#### 第6条（甲及び乙の協力及び義務）

- 1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、指示及び助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
- 2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。
- 3 甲は、次の各号に掲げる場合、乙と協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は甲に協力するものとする。
  - (1) 甲が保安規程を変更しようとする場合
  - (2) 甲が自家用電気工作物の保安管理業務に関する内容の書類を所管官庁に提出する場合
  - (3) 甲が自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行う場合
  - (4) 甲が自家用電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合
  - (5) 甲が自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事するものに対して保安上必要な教育又は演習訓練を行う場合
  - (6) その他保安上必要と認められる場合

#### 第7条（保安業務担当者の資格等）

- 1 乙は、自家用電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に適合する者を充てるものとする。
- 2 乙の保安業務担当者は、保安管理業務を自ら実施することとする。
- 3 乙の保安業務担当者は、保安管理業務に従事する身分証明書を常に携帯するものとする。
- 4 甲は、乙の保安業務担当者が点検を行う際に、保安業務担当者が提示する身分証明書により本人であることを確認する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 5 乙の保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、保安業務担当者と総称して「保安業務担当者等」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 6 乙の保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- 7 乙は、前各項で定める保安業務担当者等の氏名、生年月日、電気主任技術者免状の種類及び番号を乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に提出することとする。甲は、面接等により本人の確認を行うこととする。  
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

#### 第8条（記録の保存）

- 1 乙が報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとする。

#### 第9条（備品等の整備）

- 1 甲は、乙と協議の上、甲の負担において自家用電気工作物の保安管理業務に必要な備品、

材料及び消耗品を整備するものとする。

#### 第10条（損害賠償）

1 乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、乙の責めに帰することのできない事由によるときは、この限りでない。

#### 第11条（損害賠償の免責）

1 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 協議決定した事項又は乙が指示、助言又は指導した事項について甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合
- (2) 甲が法令又は契約に違反する事項を行い、これによって損害を生じた場合
- (3) その他自然災害等乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

#### 第12条（機密の保持）

1 乙は、業務上知り得た甲の機密を他に漏らさないものとする。

#### 第13条（通知義務）

1 甲は、次の各号に掲げる場合は、速やかにこれを乙に通知するものとする。

- (1) 所管官庁等が法令に基づいて検査・審査を行う場合
- (2) 代表者若しくは事業場の名称、連絡責任者又は電気保安に関する組織を変更した場合
- (3) 設備容量が変更された場合
- (4) 受電電圧が変更された場合
- (5) 非常用予備発電装置の発電機定格出力、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (6) 発電所の種類、発電電圧又は出力が変更された場合
- (7) 配電線路の互長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (8) 甲が保安規程を変更する場合

2 甲は、電気事故その他災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、ただちに乙に通報するものとする。

#### 第14条（契約の解除等）

1 第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合
- (2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000Vを超えた場合
- (5) 発電所の出力が1,000kwを超えた場合
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600Vを超えた場合

#### 第15条（契約事項等の解釈）

1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

施行場所一覧

No.	名称	所在地	電気工作物の概要						点検頻度		事業場の種類	年次点検実施月	備考	
			設備容量	最大電力	受電電圧	非常用予備発電装置		太陽電池発電設備						
			kVA	kw	V	出力 kw	電圧 V	出力 kw	電圧 V	非常用予備発電装置	太陽電池発電所			
1	追浜小学校	鷹取 2-16-1	300	195	6,600	当該装置なし				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
2	夏島小学校	浦郷町 4-35	300	195	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
3	浦郷小学校	追浜東町 2-14	275	135	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
4	鷹取小学校 ※	湘南鷹取 4-7-1	200	135	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は午後5時以降に実施。 太陽電池発電所 47.95kW 200V有
5	船越小学校	船越町 5-34	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
6	田浦小学校	田浦町 3-55	225	150	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
7	長浦小学校	安針台 3-1	225	150	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
8	逸見小学校	西逸見町 1-14	150	105	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
9	沢山小学校	東逸見町 3-35	200	135	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
10	桜小学校	坂本町 1-19	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
11	汐入小学校	汐入町 2-53	200	135	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
12	諏訪小学校	小川町 18	725	395	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	常葉中学校の施設も込み。 太陽電池発電所 4kW 200V有
13	田戸小学校	米が浜通 2-12	350	220	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
14	山崎小学校	三春町 6-4	300	195	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
15	豊島小学校	上町 3-21	225	150	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
16	鶴久保小学校	不入斗町 1-1	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
17	公郷小学校	公郷町 4-5	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
18	池上小学校	池上 3-5-1	400	245	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
19	城北小学校	平作 1-6-1	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
20	衣笠小学校	小矢部 2-16-1	250	165	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
21	大矢部小学校	大矢部 3-26-1	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。 太陽電池発電所 2kW 200V有
22	森崎小学校	森崎 3-13-1	250	165	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
23	大津小学校 ※	大津町 3-24-1	225	150	6,600	当該装置なし	83.83	200		隔月1回	6カ月1回	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
24	根岸小学校	大津町 5-5-1	275	180	6,600	当該装置なし				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
25	走水小学校	走水 2-2-2	225	150	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
26	馬堀小学校	馬堀町 4-10-1	300	195	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
27	望洋小学校	桜が丘 1-50-1	225	150	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
28	大塚台小学校	池田町 3-1-1	500	295	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。 太陽電池発電所 10kW 200V有
29	浦賀小学校	浦賀 3-8-1	300	195	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
30	小原台小学校	小原台 3-1	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
31	鴨居小学校	鴨居 3-1-6	300	195	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
32	高坂小学校	西浦賀 3-1-1	225	225	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
33	岩戸小学校	岩戸 5-20-1	225	150	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
34	久里浜小学校	久里浜 6-6-1	300	195	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
35	明浜小学校	久里浜 6-7-1	400	245	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
36	神明小学校	神明町 407	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
37	栗田小学校	ハイランド 2-41-1	250	165	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日午後5時以降に実施。
38	野比小学校	野比 1-25-1	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
39	野比東小学校	野比 4-6-1	225	150	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
40	北下浦小学校	長沢 1-29-1	200	135	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
41	津久井小学校	津久井 5-2-1	250	165	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
42	長井小学校	長井 5-9-1	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
43	富士見小学校	武 3-19-1	225	150	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
44	武山小学校	太田和 3-1-1	300	195	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
45	森野小学校	森野 8-1	225	150	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
46	大楠小学校 ※	芦名 1-29-18	300	195	6,600	当該装置なし	79.35	200		隔月1回	6カ月1回	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
47	追浜中学校	夏島町 12	225	150	6,600	当該装置なし				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
48	鷹取中学校	湘南鷹取 2-30-1	200	135	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
49	田浦中学校	船越町 7-66	225	150	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
50	坂本中学校	坂本町 1-19	575	333	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
51	不入斗中学校	坂本町 1-19	250	165	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
52	公郷中学校 ※	公郷町 5-81	275	180	6,600	当該装置なし	61.17	200		隔月1回	6カ月1回	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
53	池上中学校	池上 3-5-1	225	150	6,600	当該装置なし				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
54	衣笠中学校 ※	平作 2-31-1	250	165	6,600	当該装置なし	83.83	200		隔月1回	6カ月1回	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
55	大矢部中学校	森崎 5-14-2	250	165	6,600	当該装置なし				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
56	大津中学校	大津町 5-2-1	425	258	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
57	馬堀中学校	馬堀町 4-10-2	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
58	浦賀中学校	浦賀 3-26-1	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
59	鴨居中学校	鴨居 3-2-2	300	195	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
60	岩戸中学校	岩戸 5-6-3	300	195	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
61	久里浜中学校	久里浜 2-11-1	300	195	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
62	神明中学校 ※	神明町 903	250	165	6,600	当該装置なし	69	200		隔月1回	6カ月1回	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
63	野比中学校 ※	野比 4-4-1	300	195	6,600	当該装置なし	69	200		隔月1回	6カ月1回	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
64	北下浦中学校	長沢 1-30-17	200	135	6,600	当該装置なし				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
65	長沢中学校	長沢 5-1-1	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
66	長井中学校	長井 5-12-1	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
67	武山中学校	武 3-31-1	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
68	大楠中学校	芦名 1-2-1	225	150	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
69	横須賀総合高等学校	久里浜 6-1-1	1,800	825	6,600	250	200	当該装置なし		隔月1回	-	学校	【平成31年度～34年度】 11月～12月 【平成35年度】 4月～8月	年次点検は土日、日中に実施。 太陽電池発電所 8kW 200V有
70	横須賀総合高等学校グラウンド (キュービクル2機の合計値)	久里浜 6-1-1	630	357	6,600	当該装置なし				隔月1回	-	学校	8月	年次点検は平日、日中に実施。
71	ろう学校	森崎 5-13-1	275	180	6,600	"				隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。
72	養護学校	岩戸 5-6-4	600	345	6,600	32	200	当該装置なし		隔月1回	-	学校	7月下旬から8月下旬	年次点検は平日、日中に実施。

○備考欄中、日中とは8:30～17:15を指します。

○名称欄中の学校名に※が記してある太陽光発電設備は、別途市が契約している太陽光発電設備設置業者と保守点検範囲・費用について調整する。(本委託に費用は含みません)